



平成 27 年 12 月号

《 所長便り 》

さて、本年も残りわずかとなりました。

年末のお忙しい時期に、少しでも皆様の疲れを癒そうと・・・

恒例になりつつある三上税理士法人平成 27 年の事件簿。トップ 5 を発表したいと思います。

第 5 位

大矢・原田のイケメンズトップ！？入社

大矢君は、過去記帳代行会社で経験し、原田くんは、弊社アルバイトにて 2 年の経験を経て入社しました。

即戦力として活躍しています。

ただ、2 人とも顔が小さいので、私の顔がまたでかく見えるようになりました (笑)



第 4 位

お客様が詐欺被害にあい、警察の事情聴取を受ける。

あっ私は、関係ないですよっ (汗)

第 3 位

産休社員 (服部) の第 2 子出産！

無許可転載しましたが、かわいいので大丈夫でしょう (笑)



第 2 位

2 年越しの悲願！石垣島への慰安旅行。

昨年、台風直撃によりフライトキャンセルにて中止となった石垣島慰安旅行。

今年は、仲良く行くことができました。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

第1位

そして栄光の第1位は、私40才になりました（笑）
そして、アキレス腱を切りました（><）

来年も、笑えるような事ばかりだと良いですね。
今年も一年ありがとうございました。
良いお年をお迎えください。

《年末年始休業日のお知らせ》

年末年始休業日：平成27年12月29日（火）～平成28年1月4日（月）

12月29日は大掃除の為、年内の通常営業は12月28日（月）までとなります。
年始は1月5日（火）より通常営業致しますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

《 経営情報 》 文責：森

個人事業主の方、確定申告が必要な方へ！

確定申告の時期が近づいてきました。そこで今回は振替納税についてご案内いたします。

本来の所得税の納付期限は申告期限と同じ3月15日です。消費税については、3月31日です。

しかし、振替納税制度を利用しますと所得税や消費税を口座引落にでき、本来の納付期限よりも後に引落
がされます。どれくらい後かという、約1カ月後になります。

【平成27年分 確定申告】

	法定納期限	振替日
所得税（税目は簡略）	平成28年3月15日（火）	平成28年4月20日（水）
消費税（税目は簡略）	平成28年3月31日（木）	平成28年4月25日（月）

※予定納税につきましては、法定納期限と同日に振替になります。

尚、注意点としましては、引落口座が1円でも不足しますと、引落されません。延滞税は本来の納期限
までさかのぼってかかります。金額の大きい方は延滞税も大きくなってしまいます。

振替納税を希望される方は、法定納期限までに手続きが必要になります。一度申込をすると次年度以降手
続きは不要です。金融機関情報と金融機関届出印が必要になります。ご希望される方は、担当者までお声
をお掛けください！

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…1月4日
- ・4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…1月4日
- ・給与所得の年末調整
- ・固定資産税(都市計画税)の第3期分納付 納付期限…1月4日
- ・源泉所得税(7月～12月分)納期限の特例を受けている者の納付 納付期限…1月20日

《 行楽日記 》 文責：加藤

12月といえば、税理士試験を受けた人にとっては緊張の月ではないでしょうか？

税理士試験は毎年8月頃に行われています。その結果発表が12月にあります。8月に実施され、その結果が約4か月もまたされるため、その期間はなんともモヤモヤした気分で過ごさなければなりません。

今年は例年より試験の時期が遅かったため、必然的に結果発表も遅くなりますが、終わったものはなるようにしかならないと思えば待つだけです。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info